

同志社大学 政法会 福井県支部会則

(名 称)

第 1 条 本会は、同志社大学政法会福井県支部と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務局を支部長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、同志社大学政法会福井県支部会員相互の親睦及び研鑽並びに関係諸団体との交流を図り、同志社大学政法会（以下『本部』という）の事業に協力し、同志社大学法学部、大学院法学研究科及び同志社大学の充実発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 支部会員相互の親睦と啓蒙を図る事業
- (2) 本部の行なう事業に対する協力
- (3) 支部会員名簿の整理
- (4) 本部および他の支部との連絡調整
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員資格は、本部会員に準ずる。

(会 費)

第 6 条 会費は年 2, 0 0 0 円とする。ただし事業ごとに必要があれば特別に会費を徴収する。

(役 員)

第 7 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 事務局員 1 名
- (4) 会計員 1 名
- (5) 監査員 1 名

(役員を選任)

第 8 条 支部長、副支部長、事務局員、会計員および監査員等役員は支部総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第 9 条 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、支部長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。
3. 事務局員は、本会と会員との連絡を図り本会の目的達成に努める。
4. 会計員は、本会の会計業務を適正かつ公正に処理し、結果を会員に公示する。
5. 監査員は、本会の会計処理、収支および財政等の状況を監査し、役員会に出席して公正な意見を述べるができる。また会計員がなした適正かつ公正な会計の結果を会員に意見と共に公示する。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中で選任された役員の仕事は、残任期間とする。

(役員の仕事および旅費)

第 11 条 役員は、無報酬とする。ただし、会務により出張したときは、その旅費（交通費）を支給することができる。

(総会)

第 12 条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、原則として毎年 4 月に開催する。
3. 臨時総会は、役員会において必要と認めたとき開催する。
4. 総会は、支部長が招集し、その議長となる。
5. 総会の招集は、開催日の 2 週間前までに会員に対して、日時、場所、目的およびその他必要事項等の通知をしなければならない。
6. 総会は、事業報告、収支決算および役員会において必要と認めた事項を審議し議決する。緊急動議は、事項の内容により総会出席会員の同意をもって審議し議決する。
7. 総会の議決は、総会出席会員の過半数をもって議決する。
8. 総会欠席会員には総会の決果を報告する。

(役員会)

第 13 条 役員会は、支部長、副支部長、事務局員、会計員および監査員をもって構成する。

2. 役員会は、支部長が招集し、その議長を務める。
3. 役員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、予算・決算に関する事項およびその他重要事項をあらかじめ審議し議決する。
4. 役員会の議決は、役員会出席者の過半数をもって議決する。

(会 計)

第 1 4 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日とする。

2. 本会の業務および事業等遂行に要する費用は、会費、特別会費およびその他の収入をもって充てる。

(報告事項)

第 1 5 条 支部代表長は、本部会長に対して次の事項を報告する。

- (1) 支部総会結果の概要
- (2) 支部役員の変動
- (3) 年度末現在の支部会員数
- (4) その他

(定めのない事項)

第 1 6 条 本会の会則に定めのない事項については、役員会で審議し決定する。ただし決定事項については総会または臨時総会において報告するものとする。

(会則の変更)

第 1 7 条 会則の新規、変更または廃規については、役員会であらかじめ審議し、総会において議決する。

附 則

本会則は、平成 1 2 年 (2 0 0 0 年) 9 月 9 日から施行する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 4 月 1 8 日 改定

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 4 月 1 5 日 最終改定

令和 4 年 (2 0 2 2 年) 4 月 1 6 日 改正